

川崎市学校給食費相当額給付金支給要綱

令和 8 年 9 月 1 1 日市長決裁

8 川教健給第 1 3 5 3 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎市立の小学校又は特別支援学校小学部に在籍する児童であつて、やむを得ない事情により恒常的に学校給食を喫食できないものへの対応として、児童の保護者に対し、学校給食費相当額給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第 2 条 支給対象者は、次の各号の要件を全て満たす川崎市立の小学校又は特別支援学校小学部に在籍する児童（以下「支給対象児童」という。）の保護者とする。

- (1) 一の年度において、川崎市学校給食費の管理に関する要綱（令和 2 年 6 月 2 6 日教育次長専決 2 川教健給第 6 7 1 号。以下「管理要綱」という。）第 5 条に定める学校給食費区分変更届による停止の届出等に基づき、学校給食の全部若しくは牛乳を除く学校給食の喫食又は牛乳の飲用について、月の初日から末日まで連続して管理要綱第 6 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに係る調整（以下「調整」という。）が行われた月（以下「停止月」という。）が、連続した 4 箇月以上の月（8 月を除く。）であること。
- (2) 調整が重度のアレルギーその他の疾患、不登校、宗教上の禁忌等のやむを得ない理由によるものであること。
- (3) 在籍していても、実質的にインターナショナルスクールに通う等、就学の実態がない児童ではないこと。
- (4) 同一の非喫食に係る学校給食費相当額について、国、地方公共団体その他の者から、この給付金と同様の趣旨の給付又は補助の対象となっていないこと。

(支給対象)

第 3 条 給付金の支給対象となる月（以下「対象月」という。）は、停止月のうち、支給対象児童が一度も学校給食の提供を受けていない月とする。ただし、対象月に学校給食の提供を受けた日がある場合において、支給対象児童について、

何らかの心理的、情緒的、身体的又は社会的要因若しくは背景により、登校しない、又は登校したくともできない状況その他の事情により学校給食の提供を継続的に受けていないものと市長が認めたときは、当該月を対象月とすることができる。

（支給額）

第4条 給付金の支給額は、対象月の月数に別表第1に規定する月額を乗じて得た額とする。ただし、前条ただし書の規定に基づき市長が認めたときは、その額から対象月に当該支給対象児童が学校給食の提供を受けた日数に別表第2に規定する日額を乗じた額を差し引いた額とする。

（支給申請）

第5条 給付金の支給を申請しようとする者は、当該年度の1月31日（同日が川崎市の休日を定める条例（平成元年川崎市条例第16号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その直前の同項に規定する市の休日でない日）までに、次の各号に掲げる方法に応じ、当該各号に定める書類等を市長に提出しなければならない。

（1）書面による申請 川崎市学校給食費相当額給付金申請書（第1号様式）その他市長が必要と認める書類

（2）電磁的記録による申請 市長が別に定める方法により作成された電磁的記録その他市長が必要と認める書類

2 申請は、年度ごとに1回行うものとし、当該年度内の対象月（申請前の対象月を含む。）に係る支給について有効とする。

（申請に不備があった場合等の取扱い）

第6条 前条第1項の規定による申請を受理した後、申請内容の不備又は振込不能等があり、市長が川崎市学校給食費相当額給付金申請不備補正通知書（第2号様式）により指定した期限までに補正が行われなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（支給の決定等）

第7条 市長は、第5条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、給付金の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付金の支給を決定し、次条の規定により支給を

するときは、川崎市学校給食費相当額給付金支給通知書（第３号様式）により、第５条第１項の規定による申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

３ 市長は、第１項の規定により給付金を支給しないことを決定したときは、川崎市学校給食費相当額給付金不支給決定通知書（第４号様式）により、申請者に通知するものとする。

（支給方法）

第８条 市長は、前条第２項の規定により給付金の支給の決定を受けた申請者に対し、指定された申請者名義の口座に給付金を振り込むものとする。

（給付金の返還）

第９条 申請者は、給付金の支給の決定を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに給付金の全部又は一部を返還しなければならない。

- （１）第２条に規定する支給対象者の要件を満たさなくなったとき。
- （２）第３条に規定する対象月の要件を満たさないことが判明したとき。
- （３）虚偽その他不正の申請又は報告があったとき。
- （４）その他既に支給した給付金の全部又は一部を返還すべき事由が生じたとき。

２ 市長は、前項各号に規定する事由があると認めるときは、支給決定を変更し、支給した額との差額について、川崎市学校給食費相当額給付金変更決定及び返還請求通知書（第５号様式）により返還を請求するものとする。

（必要な調査等）

第１０条 市長は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２１条第２項に基づき、給付金の支給を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

２ 市長は、給付金の支給に関し必要があると認めるときは、申請者の同意に基づき、学校その他の関係機関に対し、給付金の支給の可否を決定するために必要な事項について照会することができる。

（委任）

第１１条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関して必要な事項は、教育次長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 1 1 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日以後の対象月に係る給付金について適用する。

別表第 1 （第 4 条関係）

停止の内容	月額
（１）学校給食の全部について喫食を停止している支給対象児童	５，２００円
（２）牛乳を除く学校給食について喫食を停止している支給対象児童	４，１２８円
（３）牛乳について飲用を停止している支給対象児童	１，０７１円

別表第 2 （第 4 条 関 係）

喫食の区分	日 額
（ １ ） 学 校 給 食 の 全 部	3 3 5 円
（ ２ ） 牛 乳 を 除 く 学 校 給 食	2 6 6 円
（ ３ ） 牛 乳 の み 飲 用	6 9 円

第1号様式（第5条関係）

（ 年度分）川崎市学校給食費相当額給付金申請書

（宛先）川崎市長

年 月 日

川崎市学校給食費相当額給付金支給要綱第5条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 申請者（保護者）

住 所	〒 -		
フリガナ		児童との続柄	
氏 名		電 話 番 号※	

※ 携帯電話など日中に連絡の取れる電話番号

2 対象児童

学 校 名	川崎市立 学校	学年・組	年 組
フリガナ		生 年 月 日	年 月 日
氏 名			

3 同意・宣誓事項

次の事項を確認して申請してください。なお、本申請書の提出をもって、同意したものとみなします。

- （1）対象児童について、重度のアレルギーその他の疾患、不登校、宗教上の禁忌等のやむを得ない理由により、区分変更届等により学校給食の全部若しくは牛乳を除く学校給食の喫食又は牛乳の飲用の発注停止が行われており、今年度において、月の初日から末日まで連続した4箇月以上の長期期間（8月を除く。）について、あらかじめ学校給食の喫食又は飲用を停止していること。
- （2）対象児童は、川崎市立の小学校又は特別支援学校小学部に在籍していること。また、実質的にインターナショナルスクールに通う等、就学の実態がない児童ではないこと。
- （3）申請内容及び支給対象要件の確認のため、市が学校その他の関係機関に必要な事項を確認すること。
- （4）虚偽その他不正の申請又は報告を行った場合や、支給要件を満たさなくなった場合等には、速やかに給付金の全部又は一部の返還その他必要な措置に応じること。

4 給付金振込先口座（上記1の保護者名義の口座のみ）

金融機関名		金融機関コード（4ケタ）					
支店名		支店コード（3ケタ）					
預金種別	普通・当座・その他（ ）	口座番号（右詰め）					
口座名義人（カナ）							

※ キャッシュカードの写しなど口座番号等を確認できるものを添付すること。

※ ゆうちょ銀行の場合は、3ケタの支店番号、7ケタの口座番号への読替え方法を参照

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

〒 ー

様

川崎市長

印

（ 年度分）川崎市学校給食費相当額給付金申請不備補正通知書

申請のありました川崎市学校給食費相当額給付金申請について、次のとおり申請に不備等があり補正が必要なため通知します。

- 1 支給対象児童
- 2 補正が必要な内容と補正方法
裏面参照

3 補正期限

年 月 日までに裏面に記載の方法にて対応ください。

期限までに補正が行われなかったときは、給付金申請が取り下げられたものとみなします。

管理番号	
------	--

【連絡先】

川崎市教育委員会事務局

〒 ー 川崎市

電話：044-

FAX：044-

(裏面)

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

〒 ー

様

川崎市長

印

（ 年度分）川崎市学校給食費相当額給付金支給通知書

川崎市学校給食費相当額給付金を次のとおり支給しますので通知します。

1 支給対象児童

2 支給額

計 円

（内訳）

4月分	円	11月分	円
5月分	円	12月分	円
6月分	円	1月分	円
7・8月分	円	2月分	円
9月分	円	3月分	円
10月分	円	喫食相当控除額	△ 円

3 振込予定日

年 月 日に申請時に御指定いただきました口座への振込の手続を行います。

管理番号	
------	--

【連絡先】

川崎市教育委員会事務局

〒 ー 川崎市

電話：044-

FAX：044-

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

〒 ー

様

川崎市長

印

（ 年度分）川崎市学校給食費相当額給付金不支給決定通知書

川崎市学校給食費相当額給付金の申請をいただきましたが、次の理由により不支給の決定をいたしましたので通知します。

1 支給対象児童

2 不支給の理由

管理番号	
------	--

【連絡先】

川崎市教育委員会事務局

〒 ー 川崎市

電話：044-

FAX：044-

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

〒 ー

様

川崎市長

印

（ 年度分）川崎市学校給食費相当額給付金変更決定及び返還請求通知書

年 月 日に支給しました川崎市学校給食費相当額給付金について、次のとおり支給額を変更することを決定し、既に支給した給付金の一部（全部）について返還を請求します。

1 支給対象児童

2 返還の理由

3 返還額

既支給金額 円 ー 変更後支給決定額 円 = 円

（変更後支給決定額内訳）

4月分	円	11月分	円
5月分	円	12月分	円
6月分	円	1月分	円
7・8月分	円	2月分	円
9月分	円	3月分	円
10月分	円	喫食相当控除額	△ 円

4 納期限

年 月 日までに同封の納付書にて納付してください。

管理番号	
------	--

【連絡先】

川崎市教育委員会事務局

〒 ー 川崎市

電話：044-

FAX：044-